

京王電鉄株式会社
タッチ決済乗車取扱規則

タッチ決済乗車取扱規則

第1編 総 則

(目的)

第1条 この規則は、京王電鉄株式会社（以下「当社」という。）において、利用者が所有する識別番号が記録された決済媒体を使用したタッチ決済乗車（以下「都度利用」という。）に関して、その使用条件の定めをもって利用者の利便性向上と業務の適正な遂行を図ることを目的とする。

(適用範囲)

- 第2条** 都度利用による当社線の利用者の運送等については、この規則の定めるところによる。
- 2 この規則に定めのない利用者の運送等に関する事項については、当社の旅客営業規則等に定めるところによる。
- 3 この規則およびこれに基づいて定められた事項は、利用者に予告なく変更することがある。
- 4 この規則が改定された場合、改定日以降の都度利用による利用者の運送等については、改定された規則の定めるところによる。

(用語の意義)

- 第3条** この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- (1) 「タッチ決済」とは、近距離無線通信規格(NFC) Type A/Bを活用したEMVコンタクトレス決済のことをいう。
- (2) 「決済媒体」とは、タッチ決済で乗車を行うことが出来るカード(クレジットカード・デビットカード・プリペイドカードをいう。)またはカード機能を搭載している携帯情報端末等の機器のことをいう。
- (3) 「タッチ決済乗車」とは、提携する事業者が運用するサーバ上のクラウド型交通乗車システムの機能を利用して、当該運送契約に基づく電子式証票の入出場情報による乗車のことをいう。

- (4) 「対応改札機」とは、決済媒体から情報を読み取るための機器のことをいう。
- (5) 「発行者」とは、都度利用で乗車することができるカードを発行する者および乗車することができるカード機能を提供している者のことをいう。
- (6) 「管理サーバ」とは、タッチ決済媒体のID、乗車時の入出場情報等を管理するサーバのことをいう。
- (7) 「旅客営業規則」とは、当社が利用者との運送契約に適用する条件を定めた運送約款のことをいう。
- (8) 「他社線」とは、当社以外の鉄道事業者の路線をいう。

(禁止事項)

第4条 利用者は、偽造・変造または不正に作成された決済媒体を使用して乗車することはできない。

(制限または停止)

第5条 利用者の運送の円滑な遂行を確保するため等、必要があるときは、都度利用の乗車区間、乗車経路、乗車方法、入場方法、乗車する列車、使用可能時間等の制限または停止をすることがある。

- 2 前項の規定による制限または停止をする場合は、その旨を関係駅に掲示する。
- 3 本条に基づくサービスの制限または停止に対し、当社はその責めを負わない。

(利用履歴の確認)

第6条 利用者は、タッチ決済乗車サービス提携事業者のQUADRAC株式会社が管理するWebサイトQ-moveポータルサイトにおいて会員登録することで、決済媒体による乗車日、利用区間、乗車運賃等の都度利用を確認することができる。

- 2 前項の確認は、当該Webサイト等にアクセスした日から最大365日前の乗車分まで行うことができる。ただし、特別な事情がある場合は、この限りではない。

(決済方法)

第7条 都度利用による決済方法は、利用者が所有する決済媒体の発行者の定めるところによる。

(免責事項)

第8条 決済媒体において、発行者に起因する利用者の損害または発行者のサービス機能にかかわる利用者の損害等については、当社はその責めを負わない。

- 2 この規則に定めのない、決済媒体を使用したサービス（当社が提供するものを除く。）に関して生じた利用者の損害等については、当社はその責めを負わない。
- 3 利用者が携帯情報端末等の決済媒体を使用するために、利用している通信提供事業者のシステム障害および回線障害等が起因した損害等については、当社はその責めを負わない。
- 4 携帯情報端末等の決済媒体利用における情報端末の通信費用等については、利用者が負担するものとする。

第2編 旅 客 営 業

第1章 通 則

(契約成立時期および適用規定)

第9条 都度利用に関する旅客との運送等の契約は、その成立について別段の意思表示があった場合を除き、入場時に対応改札機による改札を受けたときに成立する。

2 前項の規定によって契約の成立した時以後における取扱いは、別段の定めをしない限り、すべてその契約の成立した時の定めによるものとする。

(目的および使用方法)

第10条 都度利用は、決済媒体による駅相互間の乗車に限り使用することを目的とし、旅客の決済媒体における使用方法是、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 同一の決済媒体により、旅行開始駅および旅行終了駅において対応改札機で情報を読み取り、入場および出場し乗車処理を行わなければならない。
- (2) 旅客営業規則第73条（旅客の区分およびその旅客運賃・料金）に定める大人に限るものとする。
- (3) 入場時に使用した決済媒体を出場時に使用しなかった場合は、当該決済媒体で再び入場することができない。
- (4) 端末の充電切れ、機器の不具合、通信障害等の旅客の都合により、前項に規定する乗車処理ができない場合、都度利用は無効として取扱う。
- (5) 決済媒体を紛失したときは、前号の規定に準じて取扱う。

(取扱区間)

第11条 乗車できる区間は、京王線・井の頭線各駅相互間とする。

(制限事項)

第12条 都度利用による乗車に際しては、次に掲げる使用はできない。

- (1) 1回の乗車につき、2以上の決済媒体を同時に使用すること。（この場合、クレジットカードと携帯情報端末の紐付けを行った場合、入場時に使用した媒体と出場に使用する媒体で、異なる媒体を使用する場合も含む）
- (2) 決済媒体を使用して、乗車以外の目的で駅に入場すること。
- (3) 決済媒体と他の乗車券を併用すること。
- (4) 対応改札機の故障、停電またはシステム障害等により取扱いができないとき。
- (5) 旅客の決済媒体において、有効期限終了、利用可能枠を超え、決済会社の使用制限または使用停止の措置を受け使用できない状態になったとき。
- (6) 決済媒体に登録された名義人本人以外が使用したとき。
- (7) 当社線との接続駅で、他社線に改札をうけることなく乗継いで乗車したとき。

(旅客の同意)

第13条 旅客は、この規則およびこれに基づいて定められた規定を承認し、かつ、これに同意したものとする。

第2章 運 賃

(運賃)

第14条 決済媒体で乗車した場合、旅客営業規則第77条（大人片道普通旅客運賃）に定める大人普通旅客運賃とし、当該入場駅・出場駅相互間の最も低廉となる運賃計算で算出する。なお、小児用の設定はない。

2 都度利用における当社で決済が出来る各ブランドは、VISA、JCB、AMERICAN EXPRESS、DinersClub、DISCOVER、中国銀聯となる。

3 都度利用により発生した運賃は、当該発行者が、当社に立替払いをするものとする。

4 前項の立替払いにより、発行者は都度利用した旅客に対して、求償債権を取得するものとする。

5 都度利用より発生した運賃債権は、1日単位で集計する。なお、発行者から旅客に対する請求方法については、当該発行者が別に定めるものとする。

(割引機能を利用した運賃)

第15条 都度利用による割引機能を実施する場合、利用した運賃については、最初の入場時に使用した決済媒体を継続して使用する場合に限り適用する。適用する割引の種類は次に定めるとおりとする。

上限設定割引…予め設定された期間、上限金額に達した時点で、運賃割引（無賃扱いも含む）を行う

2 前項のほか、都度利用において対象期間や運用区間等、特別の条件を別途定めて割引運賃を適用することがある。この場合、その適用条件、運賃等をホームページ等に掲示するものとする。

第3章 効 力

(効力)

第16条 都度利用による乗車は、第10条の規定により、効力は次の各号に定めるとおりとする。

(1) 片道1回の乗車に限り有効とする。

(2) 1つの決済媒体につき、同時に1人のみ、入場処理を行うことができる。

(3) 入場処理された決済媒体で出場処理が行われるまでの間、新たな入場処理を行うことはできない。

- (4) 都度利用は入場処理を行った当日限り有効とする。
- (5) 途中下車の取扱いはできない。

(割引の適用が重複した場合の取扱い)

第17条 乗車区間において、割引の適用が重複する場合にあっては、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 割引額が異なる場合には、運賃が低廉となる割引を適用する。
- (2) 割引額が同一の場合には、乗車区間において最初に発生する割引を適用する。

(無効となる場合)

第18条 旅客が次の各号に該当するときは、当該都度利用は無効として取扱い、当該旅客の乗車駅からの乗車区間に対する普通旅客運賃と、その2倍に相当する増運賃とをあわせて収受する。

- (1) 決済媒体を他人から譲り受けて使用した場合
- (2) 係員の承諾を得ないで対応改札機による改札を受けずに乗車した場合
- (3) この規則に基づかず使用した場合
- (4) その他不正乗車の手段として使用した場合

2 偽造、変造または不正に作成された決済媒体を使用した場合は、前項の規定を準用する。

(不正使用等に対する旅客運賃・増運賃の収受等)

第19条 前項の規定により旅客運賃・増運賃を収受する場合において、旅客の乗車駅が判明しない場合は、旅客営業規則第264条（乗車券の無札および不正行使の旅客に対する旅客運賃・増運賃の収受）の規定を準用して計算する。

2 前回利用時の出場情報がない決済媒体の取扱いは、別に定めるところによる。

第4章 特 殊 扱 い

(同一駅で出場する場合の取扱い)

第20条 旅客は、決済媒体で対応改札機において入場後、任意の駅まで乗車し、出場せずに再び旅行開始駅まで往復して出場する場合は、実乗車区間の普通旅客運賃を現金等の方法で支払い、使用媒体の発駅情報の消去処理を受けなければならない。

2 決済媒体を使用して入場した後、乗車しないで同一駅で出場する場合は、当該駅の入場料金を現金等の方法で支払い、発駅情報の消去処理を受けなければならない。

(乗降対象外駅での出場時の取扱い)

第20条の2 旅客は、決済媒体により対応改札機で入場後に、第11条に掲げる駅以外の乗降対象外駅で出場する場合は、実乗車区間に対する普通旅客運賃を現金等の方法で支払い、精算済みの証書を受けなければならない。

2 旅客は、前項の規定に基づき受け取った精算済みの証書および出場処理が未了の決済

媒体を、第11条に掲げる駅に提出し、発駅情報の消去処理を受けなければならない。

(入場処理未了時の取扱い)

第21条 旅客は、入場処理がされていない決済媒体を使用して出場しようとした場合は、当該降車駅から最遠区間の片道普通旅客運賃および第18条に規定する割増料金を現金等の方法で支払わなければならない。ただし、旅客に特別の事由があり、かつ、当該旅客に悪意がないと当社が認めるときは、旅客から申し出のあった乗車駅に対する入場処理を行い、その後当該出場駅の出場処理を行うものとする。

(出場処理未了時の取扱い)

第22条 旅客は、出場処理がされていない決済媒体を使用して入場しようとした場合は、当該媒体に記録された乗車駅から最遠区間の片道普通旅客運賃および第18条に規定する割増料金を現金等の方法で支払い、発駅情報の消去処理を受けなければならない。ただし、旅客に特別の事由があり、かつ、当該旅客に悪意がないと当社が認めるときは、旅客から申し出のあった乗車区間に対する出場処理を行うものとする。

(運行不能時の取扱い)

第23条 決済媒体で入場処理後に列車が運行不能となった場合は、次に掲げる取扱いのいずれかを選択することができる。

- (1) 無賃送還
- (2) 任意による旅行中止
- 2 前項第1号の取扱いを選択した旅客については、入場処理を行った駅まで無賃送還することができる。この場合、当該媒体の発駅情報の消去処理を行うものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、旅客が無賃送還中の途中駅での下車を希望する場合、当該途中駅が第11条に掲げる駅であるときに限り、下車を認める。この場合、発駅から下車駅までの運賃相当額を途中駅において当該媒体から収受する。
- 4 第1項第2号の取扱いを選択した旅客については、発駅から途中下車駅までの運賃相当額を途中下車駅において当該媒体から収受する。
- 5 前項の規定に関わらず、途中下車駅が第11条に掲げる駅以外の駅である場合、第20条の2の規定を準用する。